

宇美須恵都市計画地区計画の決定 (宇美町決定)

都市計画原田地区地区計画を次のように決定す。

名称		はらだ 原田地区地区計画										
位置		宇美町大字 ^{うみ} 宇美及び大字 ^{すみやき} 炭焼										
面積		約60.8ha										
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区については、組合施行による土地区画整理事業区域(仮称原田団地)を中心に既存の住宅地と一体となり、住宅、商業及び軽工業が各分野ごとに機能し、調和のとれた良好な市街地の形成を図る。									
	土地利用の方針		<p>目標の達成のため、地区を低層住宅地区、中高層住宅地区、住居地区、商業地区、軽工業促進地区及び軽工業地区に区分する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 低層住宅地区については、良好な居住環境の低層住宅地としての土地利用を図る。 中高層住宅地区については、中高層住宅を許容しつつ良好な居住環境の住宅地としての土地利用を図る。 住居地区については、居住環境に支障のない他用途施設との併存を図りながら、居住環境を保護した土地利用を図る。 商業地区については、利便施設の誘導を図り、地域住民の利便性の向上を図った土地利用とする。 軽工業促進地区については、流通業務施設の立地する地区としての整備を行い、流通業務が集中した土地利用を図る。 軽工業地区については、南部住宅地への環境の悪化を防止し、東部の軽工業促進地区と一体化し、軽工業の増進を図る土地利用とする。また、全体的には住・商・工地域の各機能が共に発揮できる調和のとれた市街地の形成を図る。 									
	地区施設の整備の方針		地区内においては、緑化の保全及び公園施設の位置によるオープンスペースを確保し、居住環境の向上を図る。また、骨幹的道路の整備を行い商・工業の機能向上を図る。									
	建築物等の整備の方針		建築物は、地区内居住環境に調和した意匠又は形態のものを誘導する。 商業地区は地域住民の生活向上のため利便施設を誘導し、軽工業地は流通業務施設の増進を図るための誘導に努め、各機能の向上を図る。									
地区	地区施設の配置及び規模		道路		名称	幅員	延長	公園	①号公園 面積 約0.1ha		②号公園 面積 約0.1ha	
			住区幹線道路		12m		約700m		③号公園 面積 約0.1ha		④号公園 面積 約0.3ha	
		区画道路		9m		約500m		⑤号公園 面積 約0.3ha				
		緑地		面積 約3.4ha								
整備	地区区分	地区名称	低層住宅地区	中高層住宅地区	住居地区	商業地区	軽工業促進地区		軽工業地区			
		地区面積	約17.5ha	約13.4ha	約6.1ha	約1.8ha	約17.6ha		約4.4ha			
計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	-	<p>建築することができる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法別表第二(イ)項に掲げるもの その他町長が地区計画目標達成のため必要と認めた建築物 	-	<p>建築することができる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 床面積の合計が3,000平方メートルを超える物品販売業を営む店舗及びこれに附属する建築物 その他町長が地区計画目標達成のため必要と認めた建築物 	<p>建築することができる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げられた以外の工場 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 前各号の建築物に附属する建築物 その他町長が地区計画目標達成のため必要と認めた建築物 	<p>建築することができる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げられた以外の工場 自動車庫で主たる建築物に附属するもの 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 前各号の建築物に附属する建築物 その他町長が地区計画目標達成のため必要と認めた建築物 				
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の外壁や屋根などの意匠・色彩等については、地区内及び周囲の景観に調和したものとする。 屋外広告物であってその表示は周辺地区に配慮し、美観・風致を損なうおそれのあるものは、設置してはならない。 									